

●まちのお知らせ

「働き方改革関連法」が成立しました

第196国会において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が成立し、7月6日に公布されました。

今般、働き方改革関連法の概要、法律条文、法律新旧対象条文が、厚生労働省ホームページに掲載されましたので、ご案内します。また、大垣労働基準監督署内に働き方改革への取組を支えるため「労働時間相談・支援班」を立ち上げ、個別訪問による相談対応も行っておりますので、ご利用ください。

厚生労働省ホームページ  <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

7月豪雨災害義援金

窓口、企業、自治会、団体等から総額938,223円の寄附をいただき、社会福祉協議会を通じて日本赤十字社へ届けました。ありがとうございました。



▲株式会社ボンフォームより

里親個別相談会を開催

西濃子ども相談センターと西濃地方里親会は、生みの親の事故、病気や離婚等により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、児童福祉法に基づいて、親に代わって養育する里親を募っています。

今回、里親についての個別相談会を開催します。（予約は必要ありません。）

日時 10月13日（土） 10:00～14:00

場所 西濃子ども相談センター 大垣市禾森町5丁目1458番地10  西濃子ども相談センター  78-4838

差別のない人権尊重社会の実現を

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、部落差別の解消についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発などについて、それぞれ規程が設けられ差別のない社会を実現することを目的としています。

部落差別は特定の地域の出身であるという理由で就職や結婚など様々な場面で差別を受ける重大な人権問題であり、インターネット上に差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案も発生しています。

部落差別は許されるものではないという認識のもとに、私たちひとりひとりが正しい知識と認識を持って行動しましょう。  福祉課  64-7104



みんなで築こう 人権の世紀

- 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 -

身近なことから人権を考えてみませんか

違いが認められる社会へ

「私の正義が きっと彼を傷つけていたんだね」

冒頭の言葉は、ある掲示板にあった言葉です。私たちは自分の価値判断や都合ですべての善悪を決めています。「小さな親切、大きなお世話」という言葉があるように、私の善が必ずしも他の人の善とはなっていないことがあります。また、時代とともに善悪の基準も変わっています。

みんな良かれと思って発言し、行動をします。決して悪いことをしようなどと思ってないし、ましてや他人を傷つけようなどと思ってする人はいないでしょう。しかし私の正義からでた何気ない言葉や行動で傷つけられている人もいます。人にはそれぞれに差異があるのです。性別、障がい、人種など・・・。

人それぞれの違いを認める社会でありますように。

【人権に対するお悩み・お問い合わせ】 人権擁護委員会事務局（福祉課内）  64-7104